

瀬戸市情報公開審査会答申第3号（平成14年9月11日答申）

1 審査会の結論

瀬戸市長（以下「実施機関」という。）が行った「〇〇町〇丁目地内におけるグループホーム設置に関する森林法に基づく伐採届」の一部開示決定については、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成14年6月6日付けで行った「〇〇町〇丁目地内におけるグループホーム設置に関する森林法に基づく伐採届」の開示請求に対し、平成14年6月14日付け14瀬産第391号により瀬戸市長が行った一部開示決定処分について、不服があるとするものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

開示された公文書には、「伐採届（第三者所有地山林分）」が付いていないので、これらの開示を求めたものである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人が開示を求める文書は、存在しない。

(2) 対象公文書の特定及び開示の実施は、次のとおり行った。

本件開示請求に係る対象公文書として「〇〇町〇丁目〇〇〇番地における伐採等報告書」を特定したものである。

立木の伐採を行う者は、森林法第10条の8及び森林法施行規則第7条の規定により30日～90日前に市町村長に届出することが義務づけられている。

森林法、森林法施行令、森林法施行規則においては添付書類についての規定はないが、実施機関において行為区域を特定するための資料を提出させている。

本件については、事前の届出がされず、伐採届出書に準ずる伐採等報告書が提出され、行為区域を特定するための資料として公図の写しが提出されている。

これら全ての公文書を対象公文書であると特定し、「氏名、住所、電話番号」を個人に関する情報と認め、条例第4条の規定により、この部分を不開示とし、一部開示したものである。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成14年6月21日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 同年7月2日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 同月26日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 同年8月16日 審査
- (5) 同年9月4日 審査

5 審査会の判断の理由

- (1) 「〇〇町〇丁目地内におけるグループホーム設置に関する森林法に基づく伐採届」について、「氏名、住所、電話番号」の部分は、条例第4条第2号に規定する不開示事項（個人に関する情報）に該当する。
- (2) 異議申立人は、公文書の特定に不十分な点があるとし、特定した文書以外の文書の存在を主張し、開示を求めていると認められるため、当審査会としては、異議申立人が存在を主張する文書について次のとおり判断する。

ア 伐採届（第三者所有地山林分）

実施機関（産業観光課）（以下「諮問庁」という。）の説明は、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書にある開発行為については、事業区域拡大のため事業者が第三者所有の山林を伐採したことが判明し、新たに伐採等報告書を提出するよう指導中に開示請求されたものである。

そのため、該当する公文書が不存在であったものである。

上記諮問庁の説明は、事務の経過を述べたものと認められ、その結果、「伐採届（第三者所有地山林分）」を保有していないという説明に不自然な点はない。

(3) 以上のことから、開示を実施した文書以外の文書については存在しないと認められるので、上記1記載の審査会の結論のとおり判断した。

しかしながら、本来事前に提出されるべき伐採届が事前に出されていなかったために文書の存在についての不信を招き、異議申立てがなされたと認められるので、今後は適正な事務処理に努められたい。